

「議案第54号 裁判上の和解をすることについて」に対する附帯決議に係る報告

1 契約解除に至る過程での市側の問題点の検証

新図書館複合施設の建設につきましては、議会にも承認いただいた合理性のある判断ですが、それを十分に理解した上で、選挙公約において新図書館複合施設建設の凍結・見直しを掲げて当選した責任を果たすべく、事業の推進を要望する団体の方々や、見直しを求める団体の方々から、多くのご意見を伺い、さまざまな角度から検討した結果、合理性のある判断として、新図書館複合施設の建設見直しを政策決定させていただいたものです。

契約の解除により損害賠償義務が発生すること自体は認識しておりましたが、賠償額についての専門的な検証までは行わないまま、解除権の行使に至ったものです。しかしながら、7者中2者から訴訟を提起され、逸失利益や紛争が長期化したことによる遅延損害金など、決して少なくない公金の支出を伴うこととなり、市民の皆様にご心配とご迷惑をおかけする結果となってしまったものです。

2 多額の損害賠償を支払うことへの責任の所在

上記1記載のとおり、政策決定及び解除権の行使は、市長として公約にも関係する事項として責任をもって決定したもので、合理性のある適法なものであったことはご理解いただきたいと考えております。もちろん、公約を実現するにあたって、契約解除となれば、賠償の発生等に対する道義的な責任が問われることも覚悟の上で判断したものですが、結果的に関係事業者の皆様には多大なるご迷惑をおかけし、また、市民の皆様には訴訟に発展し、契約解除に伴う公金支出を伴ったことや、長期にわたりご心配をおかけしたことは事実であります。

3 実効性のある再発防止策

今後、政策変更等により、締結済みの契約を解除する必要が生じた際は、訴訟等に発展し多額の賠償とならぬよう、第一に相手方と事前に損害額の合意を得る等した上で合意解除を行うという方法によることとします。

また、合意が難しい状況で解除を行うことが必要となった場合には、専門家の関与のもと、慎重に判断することとします。

今後は、より一層、公金の重要性及び一度締結された契約の重さを十分に認識してまいります。